

日医発第 732 号（介護）

令和 8 年 7 月 14 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
佐 原 博 之
(公 印 省 略)

介護職員等処遇改善加算に関する様式例の一部差替について

令和 8 年度介護報酬改定における介護職員等処遇改善加算に関する告示・通知等につきましては、令和 8 年 3 月 24 日付け日医発第 2052 号文書等にて逐次ご連絡申し上げているところです。

今般、厚生労働省より示されている処遇改善計画書等の様式の電子媒体につきまして、令和 7 年度及び令和 8 年度の別紙様式 3（実績報告書）に係る計算式の誤り等について、修正の上、厚生労働省のホームページ（※）に掲載中の様式の差替が行われましたので、ご連絡申し上げます。今後は、差替後の様式を御活用ください。また、具体的な修正内容については、添付資料をご参照ください。

※厚生労働省ホームページ（介護保険最新情報掲載ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます

（添付資料）

○介護保険最新情報 vol. 1522

介護職員等処遇改善加算に関する様式例の一部差替について

（令和 8 年 7 月 8 日 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護職員等処遇改善加算に関する
様式例の一部差替について
計3枚（本紙を除く）

Vol.1522

令和8年7月8日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL :

- ・介護サービス事業所・施設向け：050-3733-0222
- ・自治体向け：03-5253-1111(内線 3948)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 8 日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課

介護職員等処遇改善加算に関する様式例の一部差替について

介護職員等処遇改善加算について、令和 7 年度の取扱いは「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）」（令和 7 年 2 月 7 日付け老発 0207 第 5 号厚生労働省老健局長通知）において、令和 8 年度の取扱いは「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 8 年度分）」（令和 8 年 3 月 13 日付け老発 0313 第 6 号厚生労働省老健局長通知）においてお示しし、処遇改善計画書等の様式の電子媒体について、厚生労働省のホームページにおいて公表しているところです。

このたび、令和 7 年度及び令和 8 年度の別紙様式 3（実績報告書）に係る計算式の誤り等について、修正の上（※1）、本日、厚生労働省のホームページ（※2）に掲載中の様式について、差替を行いましたので、今後は、差替後の様式を御活用ください。

つきましては、管内の事業所等への周知を徹底いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

※１：具体的な修正内容（いずれも、通常版及び大規模版を修正。）

○令和７年度の別紙様式３（実績報告書）について

シート	セル	修正の趣旨
基本情報 入力シート	M24～T24	郵便番号の記載欄について、計画書と同様の体裁に修正。
別紙様式 ３－１	W21	令和７年度補正予算による介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善等事業の補助金を活用して、令和７年度に賃金改善を行った場合の令和７年度の賃金改善額の記入方法についてメモを追記。
別紙様式 ３－１	AQ112 ～ BE139	「（６）職場環境等要件」の表について、算定する加算区分に応じて必要数チェックを入れた場合、印刷範囲外の注意表示が消えるよう修正。
別紙様式 ３－１	AK163	月額賃金改善要件Ⅱの対象となる事業所がない場合、空白となるよう修正。
別紙様式 ３－１	AK165	キャリアパス要件Ⅲの対象となる事業所がない場合、空白となるよう修正。

○令和８年度の別紙様式３（実績報告書）について

シート	セル	修正の趣旨
基本情報 入力シート	M24～T24	郵便番号の記載欄について、計画書と同様の体裁に修正。
別紙様式 ３－１	T52 (メモに追記)	訪問看護等の新たに処遇改善加算の対象となったサービスのみを運営している事業所の月額賃金改善要件欄の記入方法についてメモを追記。
別紙様式 ３－１	D56、C76、C98 (メモに追記)	訪問看護等の新たに処遇改善加算の対象となったサービスのみを運営している事業所が、令和８年度特例要件を満たすことにより加算を算定した場合の記入方法についてメモを追記。
別紙様式 ３－１	S78、AK166、	キャリアパス要件Ⅲの対象となる事業所がない場合、空欄となるよう修正。
別紙様式 ３－１	AK90	キャリアパス要件Ⅳの対象となる事業所がない場合、空欄・グレー表示となるよう修正。
別紙様式 ３－１	AQ108～BE136	「（６）職場環境等要件」の表について、算定する加算区分に応じて必要数チェックを入れた場合、印刷範囲外の注意表示が消えるよう修正。
別紙様式 ３－１	AN124	「（６）職場環境等要件」の表について、㊸の２にチェックした際に、チェックの必要数に計上されるよう修正。

※ 2 : 厚生労働省ホームページ（介護保険最新情報）

